

庶務事務システム機能に関する調達仕様書（１）

（１） 履行場所

- ・ 逗子市役所 神奈川県逗子市逗子 5 - 2 - 1 6
- ・ 市庁舎以外の施設（システムの利用が想定される勤務場所） 23 施設
- ・ クラウドセンター利用の場合は許可を得たクラウドセンター

（２） 業務の内容

システムの構築・導入、提供及び運用保守を行う。

（３） 業務の範囲

システムで行う業務は次のものとする。なお、詳細な機能要件は「庶務事務システム機能に関する調達仕様書（２）」で確認すること。

- ・ 出退勤管理
- ・ 勤怠（休暇）管理
- ・ 時間外勤務管理
- ・ 届出管理
- ・ 出張管理
- ・ 給与明細管理
- ・ 人事給与システムとの連携管理
- ・ その他、導入するシステムが保有する機能

（３） システムの形態

- ・ WEBシステムであること
- ・ 利用可能ブラウザは IE11 以上であること
- ・ クラウド方式又は自庁サーバ方式（クラウド方式を想定中）
- ・ サーバには運用に必要な全てのデータ保存が可能な領域を設けること

（５） 回線の形態

当市とクラウド環境を接続する際に用いる回線は、LGWAN 回線を用いること。LGWAN 系ネットワークの変更が伴う場合には、本業務範囲内で対応すること。

LGWAN 回線の接続が困難な場合は、専用回線を使用すること。また、当市が利用している K S C（神奈川セキュリティクラウド）における仮想環境においてシステム利用する場合には、クラウド環境から K S C まで閉域網を用意すること。閉域網を利用する場合には、本業務範囲内で対応すること。なお、D N S サーバ及びメールサーバへの設定がある場合は、当市が行う。

(6) システム利用人数 (ID数)

約900名 (ID)

(7) 調達範囲

- ・システムソフトウェア、ミドルウェア、ハードウェア
- ・システム的设计、構築、データ移行、プロジェクト管理
- ・システムの導入、運用、保守
- ・利用者研修 (研修の対象はシステムを利用する全職員) 及び操作マニュアルの提供
- ・撤去時のデータ消去、ハードウェアの撤去

(8) セキュリティについて

本市が定める「逗子市情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

契約期間終了後、市庁舎内にサーバ等を設置している場合 (自庁サーバ方式) は、データ消去については市庁舎内でデータ消去作業を実施し、データの復元が不可能な状態にすること。

データ消去作業を実施した場合は、データ消去完了の証明書を提出すること。

クラウドセンター (クラウド方式) は、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から適切である内容であること。

(9) 冗長化・バックアップについて

災害、事故発生時においても業務継続が可能なシステムであること。障害発生に備えたバックアップ体制を構築すること。

(10) プロジェクト管理

進捗状況については、定期的に報告するものとし、作業が遅れた場合は原因と対策案を本市に説明すること。

(11) その他

本仕様書に記載のない事項やその他疑義が生じた場合は本市と受注者で協議すること。